

鹿児島都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 変更対照表

事項		内訳		
		変更前	変更後	備考
1. 都市計画の目標	1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	(計画書P 1) 本区域の範囲は、鹿児島市の行政区域の <u>全域</u> である。	(計画書P 1) 本区域の範囲は、鹿児島市の行政区域のうち、平成16年に <u>隣接する5町と合併する前の旧鹿児島市の行政区域</u> である。	※市町村合併による当該都市計画区域の表現の変更。
3. 主要な都市計画の決定の方針	3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針①主要な市街地開発事業の決定の方針	(計画書P 2 1) 万田ヶ宇都地区：新たに開発される住宅団地については、地区計画等により周辺の自然環境と調和した良好な住環境の保全，形成を図る。	(計画書P 2 1) <u>(削除)</u>	※万田ヶ宇都土地地区画整理事業の廃止に伴う変更（削除）。
	3) ②市街地整備の目標	(計画書P 2 1) 土地地区画整理事業： 万田ヶ宇都地区	(計画書P 2 1) <u>(削除)</u>	※万田ヶ宇都土地地区画整理事業の廃止に伴う変更（削除）。
整備，開発及び保全の方針図		(方針図) 市街地開発事業： 万田ヶ宇都	(方針図) <u>(削除)</u>	※万田ヶ宇都土地地区画整理事業の廃止に伴う変更（削除）。